

# 放課後児童クラブにおける子どもの実態と新たな課題

丸 田 秋 男

## Abstract

The measures for child care after school are based on the fundamental policy of Japanese society.

A child care center is another place for living for children of working parents or a single parent. There are 13,698 centers in the whole country, and about 16 percent of primary school children aged less than 10 uses the facilities.

In this study, we examined 138 cases where individual assistance was needed. We found that there were various problems involved in child care matters, that are attributed to individual problems of each child and their background factors.

キーワード……放課後対策 生活の場 生活支援

## 1. はじめに

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という）は、児童福祉法第 6 条の 2 第 12 項に規定する事業であり、「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場（下線は筆者）を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」<sup>1)</sup>と定義されている。

事業の法制化は、1997（平成 10）年 6 月の児童福祉法一部改正によるもので、1998（平成 10）年 4 月 1 日から施行された。法制化の趣旨は、小子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童を取り巻く環境の変化と児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応するために、質の高い子育て支援制度の再構築を図ることにあつた。

また、国の政策との関連では、「次世代育成支援対策推進法」（2003（平成 15）年 7 月 16 日施行）、「少子化社会対策基本法」（2003（平成 15）年 9 月 1 日施行）、「少子化社会対策大綱」（2004（平成 16）年 6 月 4 日閣議決定）、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（2004（平成 16）年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）等において、重点課題あるいは必要な施策として位置づけられている。

このような状況下にある放課後児童クラブの課題や現状等は、次のように概観することがで

きる。

### （１）政策課題としての位置づけ

日本における放課後児童クラブの政策課題は、表 1 に示すとおりである。

表 1 政策課題としての放課後児童クラブの位置づけ（筆者作成）

法律・計画等	具体的内容	根拠等
次世代育成支援対策推進法	市町村は、市町村行動計画の内容に放課後児童クラブを盛り込むこと	行動計画策定指針 4 の 1(1)ア(イ)
少子化社会対策基本法	国及び地方公共団体は、放課後児童クラブの拡充に必要な施策を講ずること	法第 11 条
少子化社会対策大綱	小・中学生の放課後対策の取り組みを重点課題とすること	大綱 4 の(4) 別紙(15)
子ども・子育て支援プラン	放課後児童クラブの推進及び目標値の設置 (平成 21 年度までに全国の小学校区の約 4 分の 3 = 17,500 か所で行実施)	プラン 4 の(2)
児童福祉法	市町村は、子育て支援事業（放課後児童クラブ等）の実施に努めること	法 21 条の 27

### （２）放課後児童クラブの現状

放課後児童クラブの現状は、表 2 に示すとおりである。2004（平成 15）年 5 月 1 日現在、全国の設置数は 13,698 か所、登録児童数は 565,764 人である。利用対象児童を小学 1～3 年生とした場合、全児童の約 16% が登録していることになる。これに対して、新潟県の設置数は 264 か所、登録児童数は 9,540 人であり、同じく利用対象を小学 1～3 年生とした場合、全児童の約 14% が登録していることになる。また、小学校数に対する設置率をみると、全国は 62.1% であるのに対し、新潟県は 45.8% と全国平均を大きく下回っている。

表 2 放課後児童クラブの現状（筆者作成）

	設置数	登録児童数	登録率	設置率
全 国	13,698	565,764	15.7	62.1
新潟県	264	9,540	13.6	45.8

注 1) 設置数及び登録児童数は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ（平成 15 年 5 月 1 日現在）による。

2) 登録率は、小学 1～3 年生の全児童に占める割合で筆者の算定による。

3) 設置率は小学校数に占める割合で、全国学童保育連絡協議会の調査による。

### (3) 「生活の場」の意味

学童期の児童は、家庭・学校・地域で生活しているが、放課後児童クラブを利用する児童は、授業終了後の生活の大部分をクラブで過ごすことになる。言い換えれば、共働き家庭やひとり親家庭の児童にとっては、放課後児童クラブが地域の中の「生活の場」の一つであるということができる。因みに、全国学童保育連絡協議会の算定によれば、放課後児童クラブを利用する児童が、クラブで過ごす時間は年間約 1630 時間になり、完全学校週 5 日制の下で児童が小学校で過ごす時間（約 1140 時間）より約 500 時間も多くなる<sup>2)</sup>。

このクラブで過ごす約 1630 時間という時間は、児童の一年間の生活時間（8760 時間）のうち、小学校で過ごす時間（約 1140 時間）と平均的な睡眠時間（約 3290 時間）を除いた「家庭等で起きて過ごす時間」の 38.1%に相当する。つまり、「家庭等で起きて過ごす時間」の 1/2 ~ 1/3 を放課後児童クラブで過ごしているということになる。

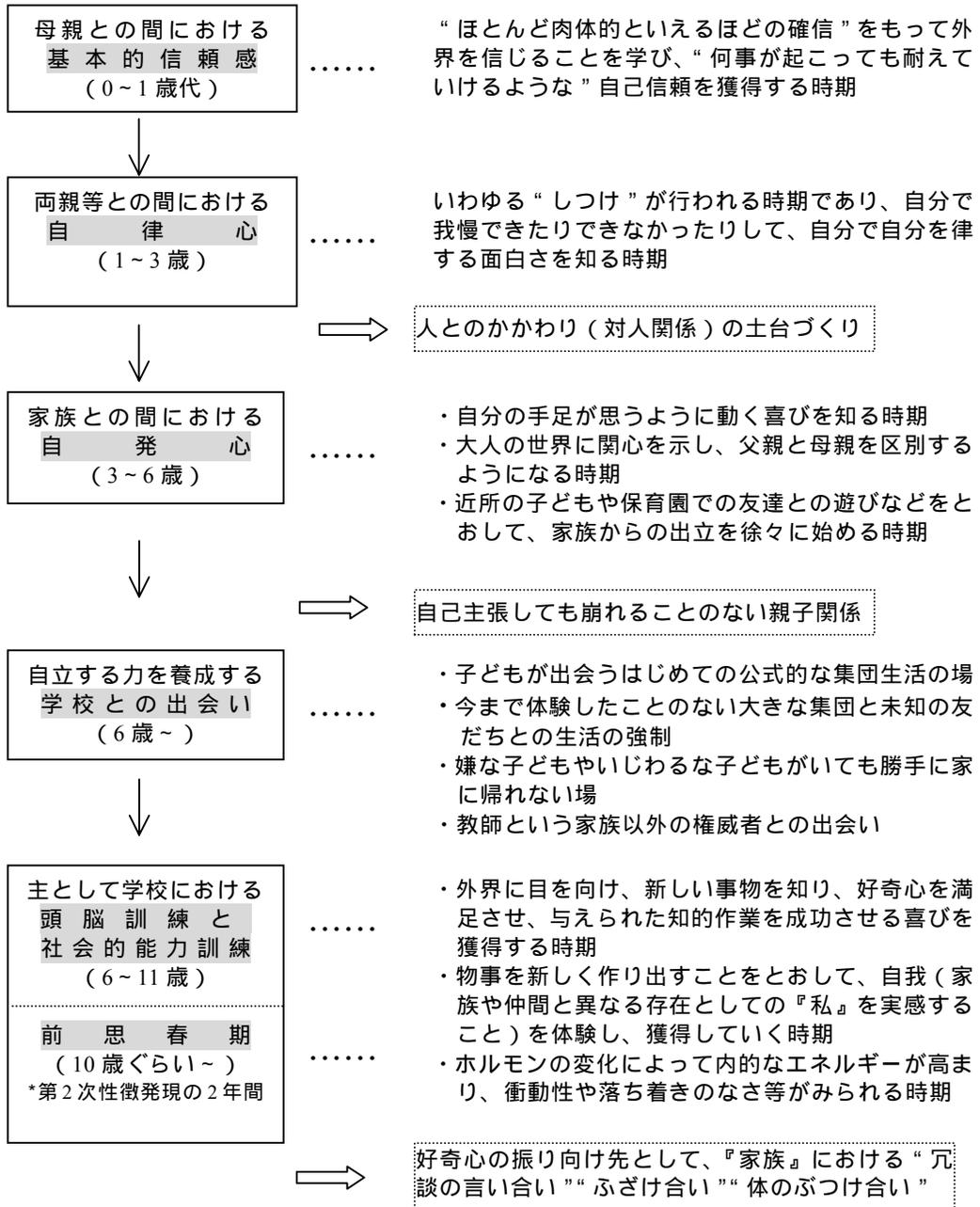
なお、国は、放課後児童クラブの法制化に当たって、「生活の場」という用語を法律上明記したことについて、「小学校低学年の児童は遊ぶだけでなく、休息するとか横になるといった日常の過ごし方や家の中での生活を幅広く想定してのことである」<sup>3)</sup>と説明している。

## 2. 研究目的

私は、いじめ、不登校、非行問題等に対する児童ソ - シャルワ - クの実践を通して、児童の発達課題を踏まえた個別的な理解と援助の必要性があることを主張している。図 1 は、私の臨床的知見等に基づく発達課題の理解の仕方である。小学校入学までの間に、主に母親との間における基本的信頼感に基づく対人関係の土台づくりと、どんなに自己主張しても崩れることのない親子関係を形成していることが基本となる。そして、小学校入学から前思春期（第 2 次性徴が発現する前の 2 年間。おおむね 10 歳位から）までのおおむね 3~4 年間でどう過ごすかということが、その後の思春期から青年期にかけての社会性の発達や自立に大きく影響するのではないかと考えている。

このような認識の下に、本研究は、小学校入学から前思春期までのおおむね 3~4 年間で、放課後児童クラブという家庭に代わる「生活の場」で過ごす子どもたちが、どのような困難や問題を抱えているか。また、その困難や問題を「生活の場」でどのような姿を表現しているかを明らかにし、放課後児童クラブにおける課題を検討することを目的としている。

図1 発達課題の理解～3つのハードル～（筆者作成）



### 3. 研究方法

#### (1) 事例調査

新潟県が実施した児童育成指導者研修会等において、研修に参加した放課後児童クラブの指導員を対象にして事例調査を行った。事例調査は、放課後児童クラブの日常生活場面において個別的な援助を必要とした事例をスケッチ法により抽出した。本稿でいうスケッチ法とは、個別援助場面の発生した状況とその事実、指導員が実際に採った処置や対応及びその結果、発生した行動あるいは場面の要因や背景をスケッチする方法をいい、その一例を図 2 に示す。なお、事例調査を行った研修会は、次のとおりである。

ア．平成 15 年度新潟県児童育成指導者研修会（平成 15 年 10 月 7 日開催・調査日）

イ．平成 16 年度新潟県児童育成指導者研修会（平成 16 年 10 月 12 日開催・調査日）

図 2 スケッチ法の例

個別援助場面の発生した状況とその事実は何か。  
指導員等が実際に採った処置や対応はどのようなことか。また、その結果はどうであったのか。  
発生した行動あるいは場面の要因（内因・外因）や背景にあるものは何か。

小 3 男子（両親と 3 人）

- ・ いつもイライラしている様子。
- ・ 自分が悪いことなど相手のせいにする（例えば、いつまでも笑っているので注意すると笑わせる相手が悪いという）
- ・ 気に入らないことがあると加減せずに向っていく。
- ・ 指導員に対しても対等に話す（いろいろ自分の都合のいいようにこころ変えて話す）。
- ・ 両親の前ではいい子（特に母親の前では）。
- ・ お迎えにくるお母さんにクラブでの様子を話したり、トラブルの様子を話すと、その日のうちに指導員やトラブルのあった子に謝りに来させる（謝っているからいいと思うが）。
- ・ 親の前では、いい子なので子どもらしく自分を出してもらいたい。
- ・ 本人にとってクラブは自分を出せる場なのか。
- ・ ちょっとのことでイライラしないで生活してほしい。
- ・ この子にどうやって接したらよいものか。

おかあさんはタンタンと話す



（出所）事例に加筆修正し、筆者作成。

## （２）対象事例

研究の対象とした事例は、放課後児童クラブの指導員が任意で抽出した事例のうち、調査日時点で小学１年生から３年生までの児童とし、４年生以上の児童及び学年が不明の児童については対象外とした。

なお、対象事例数は、平成１５年度が６１事例、平成１６年度が７７事例、計１３８事例である。

## （３）分析方法

対象事例は、まず、年度別・学年別・男女別に基礎的な分析を行った。次に、問題類型別に子どもの抱える困難や問題の実態を分析し、その背景にある要因と今後の課題について検討した。

## ４．結 果

### （１）年度別・学年別・男女別の状況

表３は、対象事例の１３８事例を年度別・学年別・男女別に見たものである。

平成１５年度は、学年別では１年生が２３事例（３７．７％）、２年生が２３事例（３７．７％）、３年生が１５事例（２４．６％）であり、男女別では各学年とも男子が多く、男女比は３：１の割合となっている。

平成１６年度は、学年別では１年生が２８事例（３６．４％）、２年生が２１事例（２７．３％）、３年生が２８事例（３６．４％）であり、男女別では各学年とも男子が多く、男子の割合は１年生が８５．７％、２年生が６１．９％、３年生が７１．４％となっている。

表３ 年度別・学年別・男女別の状況（筆者作成）

		１年生	２年生	３年生	計
平成１５年度	男	１６	１６	１１	４３
	女	７	７	４	１８
	計	２３	２３	１５	６１
平成１６年度	男	２４	１３	２０	５７
	女	４	８	８	２０
	計	２８	２１	２８	７７
合 計	男	４０	２９	３１	１００
	女	１１	１５	１２	３８
	計	５１	４４	４３	１３８

## (2) 年度別・学年別・男女別・問題類型別の状況

表4は、対象事例の138事例を年度別・学年別・男女別・問題類型別に見たものである。

平成15年度は、男子では「暴言・暴力を合併させているもの」が20事例(46.5%)と最も多く、次いで「自分の思いどおりにならないと感情を爆発させるもの」が8事例(18.6%)、「他児と遊んだり集団に入ることができないもの」が4事例(9.3%)の順になっている。これに対して、女子では「他児と遊んだり集団に入ることができないもの」が6事例(33.3%)と最も多く、次いで「暴言・暴力を合併させているもの」、「他児をいじめるもの」が4事例(22.2%)の順になっている。

平成16年度は、男子では「暴言・暴力を合併させているもの」が35事例(61.4%)と最も多く、次いで「自分の思いどおりにならないと感情を爆発させるもの」が6事例(10.5%)、「他児と遊んだり集団に入ることができないもの」が4事例(7.0%)の順になっている。これに対して、女子では「暴言・暴力を合併させているもの」が5事例(25.0%)と最も多く、次いで「他児と遊んだり集団に入ることができないもの」、「会話によるコミュニケーションがうまくできないもの」、「情緒不安定なもの」が3事例(15.0%)の順になっている。

## (3) 主な問題類型の具体的内容

### ア．暴言・暴力を合併させているもの

男子の場合、「暴言・暴力を合併させているもの」が、平成15年度では20事例(46.5%)、平成16年度では35事例(61.4%)を占めている。「暴言」の具体的内容としては、各学年に共通して「ウルセイ(うるさい)」、「死ぬ」、「殺す」、「殺してやる」、「ぶっ殺す」、「消えろ」、「バカ」、「ボケ(呆け)」、「ケツ」、「ウザイ(うるさい)」、「キモイ(気持ち悪い)」、「ババア(婆あ)」、「デブ」、「ブタ」、「ブス」などがある。また、「暴力」の具体的内容としては、「鉛筆の芯で刺す」(小1)、「目にパンチする」(小1)、「何もしていない子どもや指導員にパンチしたり(叩く)、キック(足蹴り)をする」(小2)、「通りすがりに叩いたり、蹴ったりする」(小2)、「首を締める」(小2)、「腹部に蹴りを入れる」(小2)、「鉄を振りかざす」(小3)などがある。また、僅か一事例ではあるが、「人を傷つけてもリセットボタンを押せばいいじゃん」(小3)という事例も見られている。女子の場合は、男子に比べて全体に占める割合は少ないが、平成15年度が4事例(22.0%)、平成16年度が5事例(25.0%)である。「暴言」の具体的内容としては、「ウルセイ(うるさい)」(小1)、「キモイ(気持ち悪い)」(小2)、「ウザイ(うるさい)」(小2)、「キショイ(気色が悪い)」(小3)、「ムカツク(むかつく)」(小3)、「殺してやる」(小3)などがある。また、「暴力」の具体的内容としては、「足で蹴る」(小2)、「叩く」(小2)、「顔を引っ掻く」(小3)、「噛みつく」(小3)などがある。

表 4 年度別・学年別・男女別・問題類型別の状況（筆者作成）

		平成 15 年度				平成 16 年度			
		1 年生	2 年生	3 年生	計	1 年生	2 年生	3 年生	計
1. 暴言と人や物に向けた暴力が合わさっている	男	8	6	6	20	16	8	11	35
	女	1	2	1	4	1	2	2	5
2. 自分の思いどおりにならないと、怒ったり泣いたり、奇声を発して感情を爆発させる	男	4	2	2	8	1	1	4	6
	女	-	-	-	-	-	1	-	1
3. 他児と遊んだり、集団に入ることができなくて、常にフラフラしている	男	-	1	3	4	2	2	-	4
	女	2	4	-	6	2	1	-	3
4. 会話によるコミュニケーションがうまくできない	男	-	-	-	-	2	-	-	2
	女	-	-	-	-	-	-	3	3
5. 腹痛や頭痛等の身体症状を示す	男	-	1	-	1	1	-	-	1
	女	1	1	-	2	-	-	-	-
6. 情緒的に不安定である	男	-	2	-	2	-	-	3	3
	女	-	-	-	-	-	1	2	3
7. 他児をいじめる	男	1	-	-	1	-	-	-	-
	女	1	-	3	4	-	2	-	2
8. 他児からいじめられる	男	-	1	-	1	2	1	-	3
	女	-	-	-	-	1	-	-	1
9. ネグレクトが疑われる	男	-	-	-	-	-	1	1	2
	女	-	-	-	-	-	1	-	1
10. 発達障害がある	男	2	1	-	3	-	-	1	1
	女	-	-	-	-	-	-	-	-
11. その他	男	1	2	-	3	-	-	-	-
	女	2	-	-	2	-	-	1	1
合 計	男	16	16	11	43	24	13	20	57
	女	7	7	4	18	4	8	8	20

#### イ．自分の思いどおりにならないと感情を爆発させるもの

男子に特徴的に見られ、平成 15 年度では 8 事例(18.6%)、平成 16 年度では 6 事例(10.5%)が見られる。具体的内容としては、遊びやゲ - ムなどで自分の思いどおりにならないと、「ひっくり返って駄々をこねる」(小 1)、「奇声を発する」(小 1、小 2)、「怒ったり泣いたりする」(小 2)、「大声で泣く」(小 3)、「外に飛び出す」(小 3)、「凄まじい勢いで壁や戸を蹴る」(小 3) などがある。その一方で、指導員から叱られると、「なんで俺ばかり」、「俺なんていなくなればいいんだ」、「もう駄目だ」、「俺は死んだほうがましだ」などと口走る子ども(小 2)の姿も見られる。

#### ウ．他児と遊んだり集団に入ることができないもの

男子の場合は「集団で遊べない」(小 2、小 3)、「自分勝手に決まりを守れない」(小 3)、女子の場合は「指導員と 1 対 1 でないと遊べない」(小 1、小 2)、「集団で遊べない」(小 2)、「些細なことで泣く」(小 2) などがある。

#### エ．会話によるコミュニケーションがうまくできないもの

男子の場合は「(喋れても)会話にならない」(小 1)、女子の場合は「(話すことはできるが)自分の気持ちを言葉で表現できないで、目などの表情で訴える」(小 3)、「表情がなく声を聞くまで半年もかかる(緘黙傾向)」(小 3) などがある。

#### オ．情緒不安定なもの

男子の場合は「いつもベラベラと独り言を言う」(小 3)、「自分に都合のいい作り話をする」(小 3)、女子の場合は「一日のうちに気持ちがコロコロ変わる」(小 2)、「急に泣いたり怒ったりすることを繰り返す」(小 3)、「自分の都合が悪くなると泣き出す」(小 3) などがある。

#### カ．その他

上記以外で気になることとしては、「服は常に汚れている。臭い」(小 2 男子)、「異臭がする。服は汚れて破れている」(小 3 男子)などのネグレクトを疑わせるものや、「嫌いな子を差別する」(小 2)、「仲間外れにする」(小 3 女子)などのいじめがある。

また、頭痛や腹痛等の身体症状を示す事例については、4 事例のうち 3 事例が神経症的な症状や学校不適應等の問題を合併している。

## 5. 考 察

放課後児童クラブにおける子どもの実態の背景や要因については、次のように分析することができる。

### (1) 発達課題との関係

今回の調査では、小学校 1 年生の段階で「暴言・暴力を合併させているもの」が、平成 15

年度で 8 事例、平成 16 年度では 16 事例が抽出され、学年が進んでも解決しない実態が認められた。また、小学校 3 年生の段階で「自分の思いどおりにならないと感情を爆発させるもの」や「他児と遊んだり集団に入ることができないもの」あるいは「情緒不安定であるもの」の事例が複数抽出された。これは、幼児期から小学校 3～4 年生にかけての発達課題を残したまま前思春期に向かう子どもの存在を裏付けることになり、これらの子どもに対する発達支援が課題になると思われる。

## （２）親の養育態度との関係

138 事例のうち、明らかに親の養育態度が関係していると思われる事例は、全体の約半数の 65 事例（47.1%）である。例えば、「暴言・暴力を合併させているもの」を見てみると、64 事例のうち 26 事例（40.6%）が、親の放任（8 事例）や親の愛情不足（7 事例）、否定的あるいは厳罰的な態度（5 事例）などと関係していると思われる。また、138 事例の中では、動作が遅かったり能力が劣っていることに腹を立て包丁で「殺す」と脅す母親や、子どもが悪いことをするとエアガン（銃）で撃つ父親の姿も見られている。

このような親の養育態度は、放課後児童クラブにおける子どもの実態と大きく関係していると思われ、親との直接的な人間関係を通じた相談支援をどう進めるかが課題になると思われる。

## （３）ひとり親家庭との関係

138 事例のうち、「ひとり親家庭」と特定できる事例が 26 事例（母子家庭 24 事例、父子家庭 2 事例）であり、全体の 18.8%を占め<sup>4)</sup>、特に、「暴言・暴力を合併させているもの」の 64 事例のうち 16 事例（25.0%）が、「他児をいじめるもの」の 7 事例のうち 4 事例（57.1%）が「ひとり親家庭」であった。事例を抽出した指導員からも「母への甘えが不足している」、「スキンシップが足りない」、「(家庭での)淋しい気持ち強い」などとの指摘があることを踏まえると、様々な家庭的要因をもつ「ひとり親家庭」<sup>5)</sup>等への家族支援を検討する必要があると思われる。

## （４）家庭や学校での「よい子」との関係

すでに述べたように、放課後児童クラブは、共働き家庭やひとり親家庭の子どもにとって、家庭に代わる「生活の場」であり、その生活の場では家庭や学校とは異なる表情や行動を示すことが十分考えられる。

138 事例のうち、家庭や学校では「よい子」とされている事例は 20 事例（10.1%）であり、そのうち「暴言・暴力を合併させているもの」が 17 事例を占めている。事例数は少ないが、「暴言・暴力を合併させているもの」が家庭や学校では「よい子」であったり、学校では逆に暴言や暴力を受ける弱い立場にあるという実態を認識し、学校と連携した関係者協議の方法等を検

討する必要がある。

### (5) 家庭・学校・関係機関等との関係

放課後児童クラブにおいて子どもが抱える困難や問題の多くは、「適切な遊びと生活の場」を与えるだけでは解決できない実態にあるといえる。家庭に代わる「生活の場」で、「暴言・暴力を合併させているもの」や「自分の思いどおりにならないと感情を爆発させるもの」などについては、家庭や学校との密接な連携の下に個別的な理解と相談支援が必要である。また、「情緒不安定なもの」や「ネグレクトが疑われるもの」、「発達障害があるもの」などについては、家庭や学校はもとより市町村、福祉事務所、児童相談所等の関係機関との連携が考えられる。しかし、実際には138事例のうち、保護者と直接的な相談関係をもっていると思われるものが5~6事例程度、学校と連絡を取り合っていると思われる事例が3事例程度で、家庭・学校・関係機関等との連携の実態はほとんどなく、今後の大きな課題であると思われる。

## 6. まとめ

今回の調査では、放課後児童クラブにおける子どもの実態の一部を明らかにすることができたと思われる。子どもの福祉や教育に関わるものは、この実態をどのように理解し、どう取り上げるか。

私は、事例を通じた分析により、放課後児童クラブを家庭に代わる「生活の場」とする子どもへの発達支援の必要性、親との直接的な人間関係をもつ相談支援の必要性、様々な家庭的要因をもつひとり親家庭等への家族支援の必要性、家庭・学校・関係機関等との連携の必要性等を課題として提起した。

特に、放課後児童クラブの子どもは、家庭、学校、放課後児童クラブという3つの「生活の場」が強く連結した環境の中で育つことから、子どもと環境との相互作用の全体を「生活」として捉える生活支援の視点に立った総合的な支援方策の検討が重要である。

具体的には、市町村における児童家庭相談援助活動<sup>6)</sup>との密接な連携、子どもとその家族への相談支援におけるケアマネジメントの導入及び保育所、幼稚園、小学校、主任児童委員等とのネットワーク形成が急がれる。

これらの課題認識を市町村の政策課題に転換するためには、今回の調査を踏まえた全体的な実態把握や対象事例の追跡調査等が必要となるだろうが、これらは今後の研究課題としたい。

<注>

- 1) 「政令で定める基準」とは、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならないとの実施基準をいう（児童福祉法施行令第1条）。

## 放課後児童クラブにおける子どもの実態と新たな課題（丸田）

また、「児童厚生施設等」とは、児童館のほか、学校の空き教室、保育所、団地の集会室などの地域における身近な社会資源を想定している(児童福祉法規研究会、『最新・児童福祉法の解説』、時事通信社、2000)。

なお、この事業は、社会福祉法第2条の3で規定する第2種社会福祉事業であり、平成15年7月の児童福祉法一部改正による「子育て支援事業」(平成17年4月1日施行)により、事業の実施等に関する市町村の責務が明確化された。

- 2) 全国学童保育連絡協議会の算定による(全国学童保育連絡協議会『学童保育情報 2004-2005』、34頁、2004)。
- 3) 平成10年3月17日の全国児童福祉主管課長会議での厚生省(当時)の課長説明による。
- 4) 本研究は、新潟県全域を対象としたものであるが、新潟市の放課後児童クラブを対象とした同様の調査では、対象事例の35.3%が「ひとり親家庭」であるという実態である。  
また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が実施した「平成15年度全国母子世帯等調査」によれば、全世帯数に占める「ひとり親世帯」の割合は、3.1%(母子世帯2.7%、父子世帯0.4%)である。
- 5) ひとり親家庭の生活の実態については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成15年度全国母子世帯等調査結果報告」等を参照。
- 6) 平成16年11月の児童福祉法一部改正により、市町村の業務として、児童の福祉に関し、必要な実情の把握及び情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことが法律上明確化され、平成17年4月1日から施行されている。

主指導教員(齋藤勉教授)、副指導教員(井上正志教授・武井横次教授)